第2章 業務の概要及び実績等

1 総務課

(1) 国家試験の実施に関する業務

①業務概要

四国厚生支局では、5種類(医師、助産師、保健師、看護師、薬剤師)の国家試験業務を担当しています。

国民の生命に直接影響を与える医療職種の資格に関わるものであり、公共性の高い業務です。

- ○試験会場の確保
- ○出願書類のチェック(受験資格審査、受験番号採番)
- ○試験の実施(試験会場確保、監督員の配置、試験の進行、不正行為の防止)
- 〇合格発表

②業務実績

平成28年度の実施状況は次のとおりです。

≡±⋢⋞⋌∩∓∓≭ŏ	試験日	€→旺全◇→日	受験者数	合格率
試験の種類	(平成29年)	試験会場	(名)	(%)
	2月11日(土)			(88.7)
第 111 回医師	2月12日(日)	サンメッセ香川 	596	91.6
	2月13日(月)			
 第 100 回助産師	2月17日(金)	 高松市総合体育館	77	(93.0)
		73.247.46.277.73.2		87.0
 第 103 回保健師	2月16日(木)	 高松市総合体育館	437	(90.8)
73 100 巴水庭師	273 10 11 (7)		101	91.5
第 106 回看護師	2月19日(日)	サンメッセ香川	3,511	(88.5)
N 100 C C C C C C C C C C C C C C C C C C		高松大学	0,011	84.7
第 102 回薬剤師	2月26日(土)	徳島文理大学	420	(71.6)
为 102 回架削刷	2月27日(日)	応気又圧八子	420	56.9

(注) 合格率の() は全国平均

(2) 行政文書の開示

①業務概要

行政機関等が保有する文書については、情報公開法に基づいて開示請求することができます。 行政文書の開示請求が申請された場合には、行政文書を保有する担当部署と協力し、行政文 書の写しの交付を行っています。なお、個人に関する情報などの不開示情報が記録されてい る場合は不開示となります。

②業務実績

平成28年度の開示請求は、次のとおりです。

部門	件数
年金・健康福祉部門	4
医療指導部門	69
麻薬取締部門	0
合計	73

(3) 国有財産の管理及び売却

1業務概要

国有財産については財務省が全般を総括していますが、管理処分については当該国有財産を所管する地方厚生(支)局長が行っています。

②業務実績

地方社会保険事務局から承継した国有財産(13物件)について、計画的な売却等に努め、 売却促進に向けた次のような取組を進めています。

- ○物件の詳細な情報をホームページに掲載
- ○現地案内看板の設置
- ○関係機関(財務局、法務局、地方公共団体等)における売却情報の掲示等
- ○近隣住民や近隣不動産業者に対する情報提供(チラシの配布活動)
- ○期間入札及び先着順方式の活用

その結果、平成28年度までに12物件の売却を行いました。残る物件は、高知県の1物件となっています。

2 企画調整課

(1) 四国厚生支局の総合的な企画及び立案

①業務概要

企画調整課は、主に四国厚生支局の総合的な企画及び立案に関する業務を所掌し、厚生労働 省、関係機関との連絡調整や、支局内の調整・取りまとめを行っています。

主な業務として、支局組織目標の策定、業務計画の取りまとめ、広報の推進、組織的な業務改善に向けた取組、職員研修の企画などを行っています。

②業務実績

ア 平成28年度の広報会議等の開催状況

会議名等	開催実績	
広報会議	幹部会議にて協議	
広報会議作業部会	新規採用チームとの協議	

イ 平成28年度の職員研修状況

開催月	研 修 名
平成28年5月	社会保障研究(地域包括ケアシステム)
5月	新規採用者研修
6月	社会保障研究(法令解釈・公文書作成)
6月	障害者差別解消法の施行に伴う講習会
7月	行政対象暴力等対応者研修
1 0月	メンタルヘルス研修
11月	訴訟事務基礎研修
11月	公務員倫理研修
12月	セクハラ・パワハラ対策研修
平成29年1月	個人情報保護研修
1月	現場視察研修
2月	認知症サポーター養成講座

(2) 四国地方社会保険医療協議会総会の運営

①業務概要

社会保険医療協議会法に基づき、四国厚生支局に「四国地方社会保険医療協議会」が設置さ

れています。協議会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消、保険医及び保険薬 剤師の登録の取消等について、厚生労働大臣(四国厚生支局長へ委任)の諮問に応じて審議・ 答申するほか、自ら建議することができます。

協議会は、「総会」と各県を担当する4つの「部会」で構成され、企画調整課は「総会」の 庶務を担当しています。具体的には四国地方社会保険医療協議会会長及び各委員への日程調整、 各委員への総会開催前後での事務手続き等のほか、毎年10月の任期満了(任期2年、毎年委員の半数が改選)に伴う委員改選の調整及び申請手続き等を行っています。(「部会」の庶務は、指導監査課及び各県事務所が担当しています。)

◆四国地方社会保険医療協議会の概要

[総会]

委員定数:20名

• 委員構成: 支払側委員7名(保険者、被保険者、事業主を代表する委員)

診療側委員7名(医師、歯科医師、薬剤師を代表する委員)

公益委員6名(公益を代表する委員)

•審議内容:保険医療機関及び保険薬局の指定の取消並びに保険医及び保険薬剤師の登

録の取消等

(会部)

委員定数:8名

• 委員構成: 支払側委員3名(保険者、被保険者、事業主を代表する委員)

診療側委員3名(医師、歯科医師、薬剤師を代表する委員)

公益委員2名(公益を代表する委員)

審議内容:保険医療機関及び保険薬局の指定(総会の事務事項を除く)

②業務実績

平成28年度の総会開催状況は、次のとおりです。

開作	Ĭ	審議内容
第1回		・保険医療機関の指定の取消
(9月1日)		• 保険医の登録取消

(3)四国厚生支局に寄せられた「国民の皆様の声」に関する業務

1業務概要

「国民の皆様の声」は、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなることから、国 民の皆様からの行政に関するご意見・ご要望等を受け付けています。 四国厚生支局の各課、事務所に寄せられた「国民の皆様の声」については、取りまとめ、支局内で情報共有するとともに、定期的に厚生労働省へ報告しています。

なお、寄せられた「国民の皆様の声」については、厚生労働省のホームページで公表しています。

②業務実績

平成28年度に寄せられた「国民の皆様の声」は、次のとおりです。

厚生労働省への報告		件数	
大臣	大臣官房地方課		0
医	政	局	0
健	康	局	0
保	険	局	2
年	金	局	0
	合 計		2

(4)四国南海トラフ地震対策戦略会議への参画

①業務概要

四国管内では、東南海・南海地震への対策が急務となり、防災関係機関の情報共有及び施策の連携・調整を図ることを目的に「四国東南海・南海対策連絡調整会議」が設置されました。また、東日本大震災を踏まえ、四国地方における巨大地震に対する防災基本戦略の策定を目的として連絡調整会議に学識経験者等を加えた「四国東南海・南海地震対策戦略会議」も設置され、現在では、上記2会議は、「四国南海トラフ地震対策戦略会議」へ改組されています。四国厚生支局では、四国南海トラフ地震戦略会議に参画し、地震防災対策の充実に向けて取組んでいます。

②業務実績

「四国南海トラフ地震対策戦略会議」では、「四国地震防災基本戦略」が策定されています。 四国厚生支局では、「速やかに成果をあげるべき7つの施策」の中の「迅速な被災者支援並び に地域の安全」の項目について、四国各県の被災者の支援対策に関し、情報共有を推進するた めの取組みを進めています。

- ◆開催状況(平成28年度)
- ・平成28年5月 (香川県で開催)

(5)四国地方産業競争力協議会への参画

①業務概要

四国地域の産業競争力強化に関する取り組みを国と地方が一体となって推進するととも

に、国の成長戦略等の政策に地域の実情を反映することで、取り組みの加速化を図り、もって四国地域の持続的な発展を図ることを目的に、「四国地方産業競争力協議会」が27名の委員及び13オブザーバー機関により設置されています。また、四国の産業競争力の強化に向け、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の4県の産業政策、四国経済連合会の「四経連ビジョン」、国の地方支分部局の県域を越えた産業政策などの取り組みを更に加速させるために、「四国地方産業競争力協議会」において、平成26年3月に「四国産業競争力強化戦略」が策定されました(平成28年3月改定)。この戦略における重点戦略プロジェクトに基づき、取組みが進められました。

◆四国地方産業競争力協議会の概要

〔構成〕

• 委 員:四国4県知事、各県市町村代表、経営者等27名

・ がず - バ - : 国の地方支分部局等13機関

•目 的:四国地域の産業競争力強化に関する取り組みを国と地方が一体となって 推進するとともに、国の成長戦略等の政策に地域の実情を反映すること で、取り組みの加速化を図り、もって四国地域の持続的な発展を図るこ とを目的に、設置・業務内容:四国地域の産業競争力強化に関する戦略 の検討及び策定に関すること。戦略の推進状況の検証に関すること等。

②業務実績

四国厚生支局は、四国地方産業競争力協議会にオブザーバー機関として参加し、国の地方 支分部局のとりまとめ役である四国経済産業局と連携し、適切な支援を実施しています。 また、協議会の設置・運営状況等について厚生労働本省に情報提供を行っています。

- ◆開催状況(平成28年度)
- ・平成28年11月 (香川県で開催)
- ・平成29年3月 (香川県で開催)

3 年金管理課

◆年金制度に関する管理・運営

公的年金制度は、厚生労働大臣が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は日本年金機構(以下「機構」といいます。)が実施しています。

機構では、厚生労働大臣の直接的な監督の下、公的年金の適用や保険料の徴収、年金に関する相談や年金の決定を行っていますが、年金に関する事務に関して、行政が行う必要があるとされた次の業務について、厚生労働省(四国厚生支局)が実施しています。

(1) 日本年金機構の徴収職員及び収納職員の認可

1業務概要

事業主の方が納める厚生年金保険等の保険料や自営業の方などが納める国民年金保険料(以下「保険料」といいます。)の収納事務については、日本年金機構(以下「機構」といいます。)の「収納職員」が、また、その保険料が納付されない場合の滞納処分については、機構の「徴収職員」が行うこととされています。

この「徴収職員」及び「収納職員」の任命は機構理事長が行いますが、その任命に当たっては、あらかじめ厚生労働大臣(地方厚生(支)局長に委任)の認可が必要とされています。

四国厚生支局では、機構本部人事管理担当部署から各年金事務所等に配置する「徴収職員」及び「収納職員」について認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

②業務実績

平成28年度の徴収職員等の認可実績は、次のとおりです。

	認可内容	認可人数
平成28年度実績	徴収職員の認可	60名
	収納職員の認可	60名

(2) 日本年金機構が行う滞納処分等の認可及び確認

①業務概要

機構が保険料を滞納している厚生年金保険等の適用事業所や国民年金の被保険者に対し滞納処分や財産調査を行う場合は、あらかじめ厚生労働大臣(地方厚生(支)局長に委任)の認可が必要とされています。

四国厚生支局では、機構本部(通常分(注1))及び各年金事務所(緊急分(注2)及び随時分(注3))から認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

- (注1)毎月一定の時期を定めて行われ、日本年金機構本部から一括して認可申請される分です。
- (注2) 事業の廃止や破産等で急を要するため、日本年金機構四国地域部を経由して、各年金事務所から個別に 認可申請される分です。
- (注3) 会計検査院から指摘された徴収不足保険料等で、各年金事務所から個別に認可申請される分です。

②業務実績

平成28年度の滞納処分等の認可実績は、次のとおりです。

	認可内容	認可件数
	滞納処分等の認可(通常分)	43,217件
平成28年度実績	滞納処分等の認可(緊急分)	13件
	滞納処分等の認可(随時分)	1件
	計	43,231件

③実施結果

機構で実施した滞納処分等については、機構本部で月単位として取りまとめを行い、翌月末までに四国厚生支局に対し報告があり、四国厚生支局では、適正に滞納処分等が執行されているかの確認を行っています。

		区分	報告件数
		突 合(注1)	2,333件
	確認結果	不突合(注 2)	O件
双盘20年在中华		計	2,333件
平成28年度実績		完 納	233件
	差押等の	分割納付	206件
	執行状況	処分続行中	1,894件
		計	2,333件

- (注1) 認可書交付後に年金事務所が滞納処分等を行っている場合。
- (注2) 認可書交付前に年金事務所が滞納処分等を行っている場合。

(3) 日本年金機構が行う立入検査等の認可及び確認

①業務概要

機構が行う厚生年金保険等の未適用事業所への加入指導・立入検査又は適用事業所への 事業所調査(以下「立入検査等」といいます。)については、あらかじめ厚生労働大臣 (地方厚生(支)局長に委任)の認可が必要とされています。

四国厚生支局では、機構四国地域部から各年金事務所分を取りまとめた認可申請(通常分(注)及び緊急分(注))があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

- (注1)毎月一定の時期を定めて行われ、機構四国地域部から一括して認可申請される分です。
- (注2) 従業員等からの情報提供等により、各年金事務所において速やかに調査等を行う必要がある場合、機構四国地域部を経由して、認可申請される分です。

②業務実績

平成28年度の立入検査等の認可実績は、以下のとおりです。

	認可内容	認可件数
双盘20年度中华	立入検査等の認可(通常分)	27,480件
平成28年度実績	立入検査等の認可(緊急分)	9,325件
	計	36,805件

③実施結果

機構で実施した立入検査等については、認可後1年(注1)(認可有効期限)経過した時点で、 有効期限が経過した日の属する月の翌月20日までに機構四国地域部で取りまとめ、四国厚生 支局に対し報告があり、四国厚生支局にでは、適正に事業所の調査が実施されているかの確認 を行っています。

	区 分		報告件数 (注2)
	立入検査等認可件数		28,544件
		指摘有の事業所	5,541件
平成 28 年度	立入検査等	指摘無の事業所	14,856件
実施結果	実施件数	行方不明の事業所	O件
		計	20,397件
	未実施の事業所		8,147件
	dž		28,544件

- (注1) 平成26年度から認可有効期限が6か月から1年に延長されました。
- (注2) 平成28年度中に確認した平成27年4月から平成28年3月までの認可に関する実施結果です。

(4)日本年金機構が行う受給権者及び被保険者調査の認可及び確認

①業務概要

機構が行う受給権者及び被保険者に関する調査(以下「受給権者等調査」といいます。)については、あらかじめ厚生労働大臣(地方厚生(支)局長に委任)の認可が必要とされています。

四国厚生支局では、機構四国地域部から年金事務所分を取りまとめた認可申請(通常分 (注 1) 及び緊急分 (注 2))があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

- (注1)毎月一定の時期を定めて行われ、機構四国地域部から一括して認可申請される分です。
- (注2) 障害の状態を診断させる調査など、各年金事務所において速やかに調査等を行う必要がある場合、機構四国地域部を経由して、認可申請される分です。

②業務実績

平成 28 年度の受給権者等調査の認可実績は、次のとおりです。

	認可内容	認可件数
双战20年度中继	受給権者等調査の認可(通常分)	9件
平成28年度実績	受給権者等調査の認可(緊急分)	O件
	計	9件

③実施結果

機構で実施した受給権者等調査については、機構四国地域部で取りまとめ、毎年度終了後の 4月末までに四国厚生支局に対し報告があり、四国厚生支局では、適正に調査が実施されているかの確認を行っています。

	区 分	報告件数
平成 28 年度 実施結果	認可件数	9件
	受給権者等調査の実施件数	7件
	未実施件数	2件
	計	9件

(5) 日本年金機構が行う保険料等の収納事務の確認

1業務概要

四国厚生支局(年金管理課並びに各県事務所の指定された官職の職員)では、厚生年金保険料等の領収済通知書の受領事務に関する歳入徴収官の代行機関として、受領事務を行う機構事務センター職員(国の非常勤職員として任用)から日々報告される「領収済通知書受付日計表」の内容を確認し、受領事務が適正に行われているかの確認を行います。

また、原則年1回、機構事務センターを巡回し、領収済通知書の受領事務が適正に行われているかの確認を行います。

②業務実績

日々報告される「領収済通知書受付日計表」の内容を確認するほか、年金管理課並びに各県 事務所の指定された官職の職員が機構事務センター(管内4センター)に赴き、領収済通知 書の受領事務が適正に行われていることを確認しました。

(6) 国民年金等事務取扱交付金に関する業務

1業務概要

国民年金事業の円滑な実施を図るため、住民の一番身近な行政窓口である市町村へ国民年金事業の事務を一部委託しています。当該事務の実施に要する費用については、国は一定の基準に基づき、地方厚生(支)局が市町村からの申請を審査し、厚生労働省から資金交付しています。

この国民年金等事務取扱交付金は、法律により市町村が法定受託事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付するものと、法律に定めがないが、厚生労働省、機構及び市町村との協力連携のもと事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付するものとの2つに区分しています。

四国厚生支局では、市町村から提出のあった交付申請書及び各種報告書の内容を審査し、厚生労働省(年金局)へ報告を行った後、厚生労働省(年金局)が資金交付を行います。

◆ 法定受託事務とは・・

国民年金法の規定により、市町村長によって実施される国民年金の事務(第1号被保険者の資格の得喪、種別変更、氏名・住所変更等に関する届出受理の事務)

◆ 協力・連携事務とは・・

法定受託事務と整理されなかった国民年金事務のうち、被保険者へのサービス向上を図る観点から、厚生労働省、機構及び市町村との協力連携のもとに実施される国民年金の事務(資格取得時における保険料の納付督励、口座振替、前納の促進のほか、市町村で実施している年金相談業務などの事務)

②業務実績

平成28年度の交付実績は、次のとおりです。

○法定受託事務に係る交付金

県 名	市町村数	交付決定額	概算交付額 注1	精算交付額注2
徳島県	24	139,856	83,714	56,142
香川県	17	145,919	92,688	53,231
愛 媛 県	20	235,049	146,901	88,148
高知県	34	153,102	91,250	61,852
計	95	673,926	414,553	259,373

(単位:千円)

(単位:千円)

〇協力・連携に係る交付金

県 名	市町村数	交付決定額	概算交付額 注1	精算交付額注2
徳島県	24	25,670	8,901	16,769
香川県	17	33,611	13,476	20,135
愛 媛 県	20	53,209	21,975	31,234
高 知 県	34	21,933	9,386	12,547
計	95	134,423	53,738	80,685

- (注1)概算交付額とは、前年度の交付実績及び年度当初の計画額の一定額を合わせ第1四半期から第3四半期 までに資金交付した額をいいます。
- (注2) 精算交付額とは、年度末に国民年金等事務取扱交付金の交付額を決定し、その決定額からすでに資金 交付した第1四半期から第3四半期までの概算交付額を差し引いた額を第4四半期に資金交付した額をい います。

(7) 日雇特例被保険者の適用及び徴収に関する交付金に関する業務

①業務概要

日雇特例被保険者に係る保険者の事務のうち、厚生労働大臣が行うこととされている日雇特例被保険者手帳の交付等に関する事務は、法定受託事務として、厚生労働大臣が指定する市町村(以下「事務指定市町村」といいます。)が行い、その事務に必要な費用は、厚生労働省から資金交付されています。

四国厚生支局では、管内9事務指定市町村より提出された交付申請書及び各種報告書の内容を審査し、厚生労働省(年金局)へ報告を行った後、厚生労働省(年金局)が資金交付を行います。

②業務実績

平成 28 年度の交付実績は、次のとおりです。

(単位:円)

県名	指定市町村数	申請市町村数	交付額		
(注)			手帳交付等件数	金額(円)	
徳島県	6	5	21	1,769	
高知県	3	2	15	1,265	
計	9	7	36	3,034	

⁽注) 香川県及び愛媛県には、事務指定市町村はありません。

(8) 厚生年金保険料等の納付の猶予の許可

① 業務概要

厚生年金保険料等については、納付義務者が災害等により、その財産について相当な損失を 受けた場合において、納付義務者がその納付すべき保険料等を一時的に納付することが困難 と認められる場合等に、納付を猶予することが認められています。

(平成24年11月から厚生年金保険料等の納付猶予の権限が地方厚生(支)局に委任されています。)

四国厚生支局では、機構四国地域部から年金事務所分を取りまとめた納付猶予の申請があった場合、当該申請の審査と許可を行っています。

(9) 社会保険労務士に関する業務

①業務概要

社会保険労務士法に関する業務のうち社会保険諸法令に関するものは、厚生労働大臣(地方厚生(支)局長に委任)が行うものとされ、四国厚生支局では、次の業務を行っています。

- ○社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査
- 〇社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
- ○社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員の解任の命令
- ○社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- ○社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告
- ○社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
- ○全国社会保険労務士会が実施している社会保険労務士試験への協力等

<参考>四国厚生支局管内の社会保険労務士会会員数及び法人数

(平成29年3月31日現在)

県 名		会員数(単位:人)						
宗 台	開業	法人の社員	勤務	その他	計	法人数		
徳島県	124	7	24	20	175	4		
香川県	195	12	52	25	284	6		
愛媛県	266	22	44	27	359	12		
高知県	110	0	47	21	178	0		
計	695	41	167	93	996	22		

(10) 年金委員に関する業務

①業務概要

年金委員は、年金事業の理解を高め、その円滑な運営を図ることを目的として機構が行っている公的年金制度の適用、給付、保険料その他の事項についての啓発、相談及び助言等の活動 (注1)を行っています。

年金委員には、厚生年金保険の適用事業所の事業主が推薦し、委嘱される「職域型」の年金 委員 (注 2) と、市町村等が推薦し、委嘱される「地域型」の年金委員 (注 3) に区別され、いずれ も厚生労働大臣が委嘱を行います。

四国厚生支局では、事業主や市町村等より推薦のあった年金委員候補者に対して、委嘱に関する審査、決定及び委嘱状の発行、年金委員証明書の発行等を行っています。

平成25年度より、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展に貢献した者に対して、その功績を称え労苦に報いるとともに、併せて政府管掌年金事業の一層の推進に寄与することを趣旨として、年金委員功労者厚生労働大臣表彰が行われています。

- (注1) 年金委員は、機構と協力連携の下、厚生年金保険の適用事業所の事業主、被保険者及び地域住民に対して次の職務を行います。
 - 機構が取り組む年金記録問題への対応についての協力及び支援
 - 機構が実施する年金制度等に関する説明会及び普及啓発活動への協力
 - 機構が発出する各種通知やお知らせ等に関する説明及び相談
 - 各種届出手続きについての相談及び助言並びに適切な届出の励行
 - 前各号に掲げるものの他、政府管掌年金事業の推進に必要な活動
- (注2) 「職域型」の年金委員は、厚生年金保険の適用事業所に設置されており、設置数は常時300人未満の被保険者を使用する適用事業所については1名以上、常時300人以上の被保険者を使用する適用事業所については2名以上としています。なお、任期はありません。
- (注3) 「地域型」の年金委員は、市町村または各種団体から推薦があった者について、委嘱を行っています。なお、任期は3年です。

② 業務実績

平成 28 年度末現在の年金委員数は、次のとおりです。

(単位:人)

県		名	年	金事務所	名	職	域	型	地	域	型	計			
			徳	島	北			559							
徳	島	県	徳	島	南			436			19	1,192			
			冏	波半				178							
			硘	松	西			750							
香	Ш	県	<u>ie</u>	松	東			868			77	2,539			
			善	通	寺			844							
			松	Ш	西			715							
			松	Ш	東			437							
愛	媛	県	新	居	浜			587	80 2,6	2,671					
			今		治			464							
			宇	和	島			388							
			硘	知	東			415							
l	左□	ı	硘	知	西			417		40	10	1,281			
高	知	県	南		玉			226	13	13	1,401				
			幡		多			210							
	-		計			-	7	,494		1	89	7,683			

平成28年度年金委員功労者厚生労働大臣表彰の実績は、次のとおりです。

(単位:人)

県		名	年金	事務層	听名	表彰者数	備考
徳		県	徳	島	南	1	職域型
香	111	ı	硘	松	西	1	職 域 型
	Ш	県	硘	松	東	1	職 域 型
~~~	極	ı	今		训	1	職域型
愛	媛	県	宇	和	铜	1	職 域 型
高	知	県	伌	知	西	1	職域型
	-	=	+			6	

### (11) 学生納付特例事務法人の指定等

### ①業務概要

20歳以上の大学生等の方は、国民年金に加入する義務がありますが、所得のない方が 保険料を納付できずに、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等 により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなること等 を防止するため、ご本人からの申請により国民年金保険料の納付が一定期間猶予される 「学生納付特例制度」があります。

この制度を活用するためにできるだけ申請のしやすい環境整備を行い、大学等が学生からの申請を代行できる「学生納付特例事務法人」の指定を行っています。

四国厚生支局では、次の業務を行っています。

- ○学生納付特例事務法人の指定及び指定の取消に係る審査及び決定
- ○学生納付特例事務法人への改善命令
- ○学生納付特例事務法人制度の普及・推進

#### ②業務実績

平成28年度は、平成28年5月と「ねんきん月間」である11月に、管内284校に対して、「学生納付特例事務法人」の指定受諾に関する協力依頼、「学生納付特例制度」等の公的年金制度の周知依頼及び機構職員による「年金セミナー」実施に関する協力依頼の通知等を行っています。

〇学生納付特例事務法人の指定について 平成28年度までに、35校を指定しました。

### (12) 保険料納付確認団体の指定等

### ①業務概要

同種の事業や業務に従事する国民年金の被保険者を構成員とする団体等が、国民年金の 被保険者である構成員の委託に基づき、構成員の国民年金保険料の納付状況を確認できる 「保険料納付確認団体制度」があり、厚生労働大臣(地方厚生(支)局長に委任)が指定 を行っています。

この制度は、団体等が年金受給権を確保することが目的であり、団体等が構成員へ国民年金保険料の納付状況を通知するとともに、未納であれば自主的な納付を促すものです。

### (13) 日本年金機構との協力・連携等

#### 1業務概要

機構が行う年金事業が適正かつ円滑に運営されるよう、機構との情報交換や共有化、また、公的年金制度の啓発・普及を目的とした地域年金展開事業の協力・連携を行っています。

### ②業務実績

公的年金制度関係の最近の動向や四国厚生支局及び機構の四国管内の業務状況などについて情報及び意見交換を行いました。また、地域年金展開事業への支援を行いました。

- ○機構との事務打合せ会の実施・・・年3回
- ○地域年金事業運営調整会議(各県代表年金事務所主催)への参加
- 〇地域年金展開事業の実施に関する協力・連携
  - ・・・管内の大学等に対する年金制度周知パンフレットの送付
  - ・・・管内の大学等に対する「年金セミナー」開催の要請

# 4 年金審査課

### (1) 年金記録の訂正請求に関する調査等の業務

#### 1)業務概要

日本年金機構年金事務所段階で訂正できない年金記録の訂正請求事案について、様々な関連資料や周辺事情などを幅広く詳細に調査し、中国四国地方年金記録訂正審議会の答申に基づき、年金記録の訂正・不訂正を決定しています。

#### ②業務実績

平成28年度の業務実績は、次のとおりです。

・訂正請求の受付・処理状況

	平成28年度				
	国民年金	厚生年金保険	計		
受 付 件 数	12	(0) 84	96		
処 理 件 数	8	(0) 74	82		
四国厚生支局で処理	6	(0) 38	44		
訂 正 決 定	0	(0) 16	16		
不訂正決定	6	(0) 22	28		
請求却下	0	(0) 0	0		
日本年金機構で記録訂正	0	(0) 26	26		
訂正請求の取下げ等	2	(0) 10	12		

- ・ ( ) 内は、脱退手当金の件数を再掲したものです。
- 訂正決定の件数は、請求内容の一部について訂正決定した事案を含みます。

### (2) 中国四国地方年金記録訂正審議会(四国担当部会)の運営

#### ○業務概要

中国四国地方年金記録訂正審議会は、年金記録の訂正請求事案のうち、年金事務所段階で訂正できない請求事案について中立的な立場で公平・公正な判断を行うため、中国四国厚生局に設置されています。

同審議会には四国を担当する部会が置かれ、弁護士、社会保険労務士、税理士などの専門家が、一つ一つの請求事案について、年金記録を訂正すべきかどうかを審議して判断します。

四国厚生支局では部会の運営をはじめ、委員に関する庶務等を行っています。

# 5 健康福祉課

### (1) 各種養成施設等の指定及び監督

### ①業務概要

国民の健康や安全な生活の維持向上を図ることを目的として、一定の資格を有する人材を 育成する厚生労働省所管の各種養成施設等について、新規の指定(認定)及び変更等の申請を 受理し、審査を行うとともに、既指定(認定)の養成施設等について、指定(認定)規則及び 指導要領に適合した運営、教育がなされるよう、指導・監督を行っています。

#### ○各種養成施設等の指定(認定) 状況

(平成29年3月31日現在)

施 設 種 別	課程(施設)数
管理栄養士養成施設(注1)	4 (4)
栄養士養成施設	6 (6)
科目確認大学等(社会福祉士)	17 (13)
介護福祉士養成学校	5 (5)
福祉系高等学校等	8 (8)
あ・は・き 養成施設(注2)	1 (1)
計	41 (37)

⁽注1)管理栄養士の4養成施設は栄養士の資格も得られます。

### ②業務実績

平成28年度の指定等及び指導監督の業務実績は、次のとおりです。

#### ○指定等に関する事務

養成施設等の種別	指 定 ( <u>※</u> )	取消 (廃止)	変 更 承 認	変更届	報告書
管理栄養士養成施設	0	0	0	1	4
栄養士養成施設	0	0	1	2	6
科目確認大学等(社会福祉士)	0	0	0	19	
介護福祉士養成学校	0	2	1	21	5
福祉系高等学校等	0	0	1	9	8
あ・は・き 養成施設	0	0	0	1	1
計	0	2	3	53	24

(※)平成28年度中に指定手続きが終了した養成施設の数

⁽注2) あ・は・き養成施設とは、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設を略した表現です。

### ○指導監督に関する業務

養成施設等の種別	対象施設数	実施施設数
管理栄養士養成施設	4	0
栄養士養成施設	6	1
介護福祉士養成学校	5	2
福祉系高等学校等	8	1
あ・は・き 養成施設	1	1
計	24	5

### (2)補助金等の交付

### 1業務概要

地方公共団体を交付対象とする補助金等の執行事務のうち、結核医療費負担金や地方公共 団体が整備する社会福祉施設、保健衛生施設の施設・設備費の交付決定などの執行業務を 行っています。

また、補助金等の交付を受けて取得した財産を交付の目的に反して使用する等の処分を行うにあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく厚生労働大臣の承認が必要とされており、四国厚生支局では、補助金等で整備した施設・設備に関する財産処分の承認審査を行っています。

#### ②業務実績

平成28年度の業務実績は、次のとおりです。

○補助金等の交付 (単位:円)

補助金等名称	交 付 目 的	交付決定額
結核医療費負担金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う従業禁止・命令入所患者に対する医療に要する費用の一部を負担する	50,578,859
結核医療費補助金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等の一部を補助する	5,031,936
原爆被爆者健康診断費交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診 断に要する費用並びに被爆者健康手帳の交付に要する費 用を交付する	10,074,032

補助金等名称	交 付 目 的	交付決定額
原爆被爆者手当交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別 手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手 当の支給に要する費用並びに事務の処理に要する費用を 交付する	607,148,835
原爆被爆者葬祭料交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支 給事業に要する費用並びに事務の処理に要する費用を交 付する	23,299,966
児童扶養手当給付 費負担金	都道府県知事等が行う児童扶養手当の支給に要する費用 の一部を負担することにより、父と生計を同じくしてい ない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に 寄与し、もって児童の福祉の増進を図る	6,141,235,161
児童入所施設措置 費等負担金	児童入所施設への児童等の入所後の保護又は委託後の養育につき、児童福祉施設最低基準を維持するために要する費用として、地方公共団体の支弁した経費に対し、国が負担する	4,543,900,767
特別児童扶養手当事務取扱交付金	都道府県知事又は市町村長が、特別児童扶養手当等の支 給に関する法律に基づいて特別児童扶養手当の支給事務 を行うための経費を交付する	33,348,682
特別障害者手当等給付費負担金	都道府県市が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の 支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又 は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図る	1,253,869,583
婦人保護事業費負 担金	「売春防止法」に基づき要保護女子についてその転落の 未然防止と保護更生を図ること及び「配偶者暴力防止 法」に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護	34,701,031
婦人相談所運営費 負担金	等を目的とする	972,994
婦人保護事業費補助金		21,039,927
保健衛生施設等施設整備費補助金	農村検診センター、特定感染症指定医療機関施設等の施設・設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする	2,325,000
保健衛生施設等設備整備費補助金		57,717,000

補助金等名称	交 付 目 的	交付決定額
保健衛生施設等災 害復旧費補助金	災害により被害を受け、その災害復旧に関し、厚生労働 大臣と協議して承認を得た施設の災害復旧事業に要する 費用等の一部を補助する	0
社会福祉施設等施 設整備費補助金	社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部 を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図 ることを目的とする	719,763,000
社会福祉施設等災 害復旧費補助金	社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、 高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受け た施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣等に協議して承 認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助するこ とにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所 者等の福祉を確保することを目的とする	0
地域介護・福祉空 間整備等施設整備 交付金	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に 関する法律第4条に基づき、市町村が作成した市町村整 備計画に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充て るため、市町村に交付することにより、地域における公	183,182,000
地域介護 · 福祉空 問整備推進交付金	的介護施設等の施設及び設備等の整備事業を推進するこ とを目的とする	171,480,000
次世代育成支援対策施設整備交付金	次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令第1条第2項に規定する施設の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の一部に充てるために、国が交付する交付金であり、もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする	496,156,000
保育所等整備交付金	保育所等及び保育所機能部分の新設、修理、改造又は整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、保育所待機児童の解消を図ることを目的とする	1,013,848,000

# ○財産処分の承認等

区分	処理件数
財産処分承認申請	7
包括承認事項における財産処分報告の受理	33
dž	40

### (3) 医療安全の普及・啓発

### 1業務概要

厚生労働省では、医療の安全に関する取り組みの普及及び啓発に関する業務を所管し、毎年 11月25日を含む1週間を「医療安全推進週間」と位置づけ医療安全対策の推進を図って います。

四国厚生支局では、医療機関の管理者等の資質の向上を図るため、医療安全対策に関する知識等の習得、討議等を行う「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。

### ②業務実績

平成28年12月7日(水)に、医療安全管理者等の資質向上を図るため、「医療安全に関するワークショップ」を開催しました。

開催日: 平成28年12月7日(水)

場 所: サンポートホール高松

参加者数:75名

#### ○実施プログラム

プログラム	担 当 講 師
プログラム 「安全文化の醸成『活用しよう、チーム STEPPS』」	愛媛大学医学部附属病院医療安全管理部 副部長 戸田 由美子 補助講師 総合病院岡山協立病院 青野 雄馬 神戸市立医療センター中央市民病院 稲岡 佳子
	畑 敦子

プ	グ	ラ	Д	担 当 講 師
				国家公務員共済組合連合会立川病院
				花井 久美子
				国立病院機構高松医療センター
				久川 知子
				国立病院機構四国がんセンター
				藤岡 紀子

### (4) 民生委員等の委嘱等業務

### ①業務概要

民生委員は、都道府県知事(指定都市、中核市の長を含む。以下同じ。)の推薦によって厚生労働大臣が委嘱し、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、さらに、福祉事務所等関係行政機関に対する協力など、社会福祉の増進に努めています。

また、民生委員は、児童委員を兼務することとされています。児童委員のうち主任児童委員は、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が指名し、児童の福祉に関する児童相談所等関係行政機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助を行っています。

民生委員及び児童委員の任期は、3年とされており、3年ごとに一斉改選が行われています。 (前回改選は平成28年12月1日に行われ、任期は平成31年11月30日までです。)

四国厚生支局では、民生委員及び児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名並びに厚生労働大臣表彰状及び感謝状の授与などの業務を行っています。

(参考)四国厚生支局管内の民生委員数(平成29年3月31日現在)

	県 市	民生委員数	主任児童委員数
	徳島県	1,826	183
県	香川県	1,187	148
宗	愛 媛 県	2,350	296
	高知県	1,555	126
中	高松市	765	85
核	松山市	908	86
市	高知市	649	54
	計	9,240	978

### ②業務実績

平成28年度の民生委員・児童委員の委嘱等の業務実績は、次のとおりです。

区分	処 理 件 数
民生委員・児童委員の委嘱	104
民生委員・児童委員の解嘱	108
主任児童委員の指名	10
厚生労働大臣表彰状の授与	19
厚生労働大臣特別表彰の授与	344
厚生労働大臣感謝状の授与	37

### (5) 医療観察法による移送

#### 1制度概要

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、心神喪失の状態(精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態)で重大な他害行為(殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ、傷害)を行った者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その症状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することとしています。

この法律は、心神喪失等を理由に不起訴処分又は無罪等が確定した者に対して、①適切な鑑定や専門家・関係者の意見を踏まえた裁判所における最も適切な処遇の決定、②国公立の指定入院医療機関における、症状に応じた適切な入院処遇の実施、③指定通院医療機関における退院後の医療の継続及び保護観察所と都道府県等の連携による実施計画に基づく観察・指導等の実施、④被害者等による裁判所の手続の傍聴及び審判結果の通知などを行うこととされています。

#### ②業務概要

地方厚生局は、①精神保健判定医及び精神保健参与員に関すること、②指定医療機関の指定及び指導等に関すること、③指定入院医療機関又は指定通院医療機関の選定に関すること、④地方裁判所の入院決定に基づく決定の執行及び入院決定又は通院決定を受けた者に対する医療に関することを所掌しており、四国管内は中国四国厚生局が管轄しています。

四国厚生支局では、四国管内における精神保健判定医及び精神保健参与員に関すること、対象者の移送に関することに携わっています。

#### ③業務実績

平成28年度の処遇決定状況は、次のとおりです。

### ○処遇決定状況

内 訳	件数
入院決定(移送)	11
通院決定	1
不 処 遇	1
計	13

# 6 地域包括ケア推進課

### (1) 地域包括ケアシステムの構築の支援に関する企画、立案、総合調整

#### 1業務概要

団塊の世代(約800万人)が75歳以上となる2025年(平成37年)以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。このため、厚生労働省では、2025年(平成37年)を目途に、重度な介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制の構築を推進しています。この必要な支援が一体的に提供される体制を「地域包括ケアシステム」といいます。

当課では、この地域包括ケアシステムの構築の支援のため、県と連携しつつ、市町村における取組を推進・支援しています。具体的には、支援方策を検討するための四国厚生支局地域包括ケア推進本部の設置、運営や県、市町村、学識経験者等の関係者との意見交換会を開催しています。

#### ②業務実績

平成 28 年度の地域包括ケア推進本部、意見交換会の開催実績及び視察の実績については、次のとおりです。

○地域包括ケア推進本部会議の開催状況

開催	会議内容
第1回(4月12日)	・地域包括ケア推進課の業務について
第2回(7月4日)	・四国4県の地域包括ケアシステムの構築に向けた取組について
	・視察結果の報告(高知県梼原町、公立みつぎ総合病院)
	・第1回地域包括ケアシステムの構築の支援に関する意見交換会の開催
	について
第3回(3月23日)	・平成 28 年度業務実績について
	・平成 29 年度業務計画等について

#### ◆四国厚生支局地域包括ケア推進本部の概要

- 設置目的:四国厚生支局管轄区域内における地域包括ケアシステムの構築を推進するため、県及び市町村等に対する必要な支援について協議するとともに、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に資する具体的な支援を実施する。
- •組 織:本部長、副本部長、本部員、参与

四国厚生支局として総合的に支援等を協議・実施するため、支局長を本部長、総務管理官を副本部長、支局内関係課所長を本部員として設置。

本部員は、指導総括管理官、総務課長、企画調整課長、健康福祉課長、地域包括ケア推進課長、地域包括ケア推進課長補佐、地域包括ケア推進官、地域支援事業係長、調査課長、徳島事務所長、愛媛事務所長、高知事務所長その他本部長が必要と認めた者。

参与として、地域包括ケア関係の専門家及び地方自治体担当者。

### ○意見交換会の開催状況

テーマ「医療・介護連携の課題と今後の推進方策」

開催県	参加団体	市町村
愛媛県(1月26日)	県医師会、県歯科医師会、県薬剤	四国中央市、松野町
高知県(1月27日)	師会、県社会福祉協議会、愛媛県 介護支援専門員協会、高知県介護	高知市、梼原町
香川県(2月3日)	支援専門員連絡協議会、香川県介	高松市、丸亀市
徳島県(2月8日)	護支援専門員協議会、徳島県介護 支援専門員協会	吉野川市、北島町

[※]開催県の各団体が意見交換会に参加

### ○地域包括ケアシステム構築に関する情報収集等のための視察

視察先	時期
高知県梼原町	6月16日
広島県尾道市(みつぎ総合病院)	6月27日

### (2) 地域包括ケアシステムの構築の支援及び普及・啓発

#### ①業務概要

地域包括ケアシステムに関する施策について、老健局と連携を図りながら、都道府県等が行う取組との関係に留意しつつ、講演の実施、関係行事への積極的な参加等、これら施策の普及・啓発に資する取組を行います。

あわせて、老健局が地方厚生(支)局の区域等ごとにブロック会議、研修会等を開催する場合においては、その企画立案段階から協力するとともに、開催のための連絡調整、資料作成、運営等を行います。

#### ②業務実績

認知症施策に関する中国四国厚生局・四国厚生支局管内各県ブロック会議(7月)

### (3) 介護保険法に基づく地域支援事業の把握、助言、支援

#### 1業務概要

定期的な実施状況の把握や好事例の把握、分析及びその結果を踏まえた情報共有、助言等や情報共有及び連携を図るため、事例発表や意見交換を行うセミナーを開催「新しい総合事業」と「包括的支援事業」への移行期限が定められていることから、「新しい総合事業」及び「包括的支援事業」の全市町村での円滑な実施のため、必要な取組を行っています。

### ②業務実績

### 〇県ヒアリング

県名	実施日
徳島県	5月31日

香川県	6月1日	
愛媛県	6月2日	
高知県	6月3日	

### ○地域支援事業実施状況調査

### ・調査の目的

地域支援事業の実施状況を把握することにより、今後の四国厚生支局が行う県等への支援の方向性を検討するに当たっての基礎資料とする。

### •調査方法

各県を通じて管内保険者に別添調査票を配布し、各保険者において記載

### •調査期間

平成 28年7月5日~平成 28年8月5日

### その他

実施にあたり、5月から6月にかけて行った県ヒアリングの際に本調査の趣旨説明及び本調査様式についての意見聴取を行った。その意見を踏まえたうえで本調査を実施したものである。

### ○県等主催のセミナー等に参加

名称	主催	場所	実施日
老健事業「国が行う地域特性に応じた地域包括ケアシス			
テムの構築支援に関する調査研究事業」に関する事前打	_	高松市	H28.8.17
合せ(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング)			
地域包括ケア「見える化」システム推計ツール操作説明	   厚生労働省	東京都	H28 8 22
会	.3 11/3 11/3 11	7113131	
	全国在宅医療・介護連		
全国在宅医療・介護連携研修フォーラム	携研修フォーラム実行	東京都	H28.9.2
	委員会		
在宅医療・介護連携推進事業プラン作成強化セミナー	本省委託事業	大阪市	H28.9.11
香川県新しい総合事業等に関する市町担当者会議	香川県	高松市	H28.9.14
香川県在宅医療・介護連携に関する市町等勉強会	香川県	高松市	H28.9.14
老健事業「国が行う地域特性に応じた地域包括ケアシス			
テムの構築支援に関する調査研究事業」の「地域包括ケ	_	高松市	H28.10.2
アシステム構築における広域的な支援のあり方に関する			1120,10,2
検討会」傍聴(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング)			
みんなで支えあう地域づくりフォーラム	高松市	高松市	H28.10.17
☆雑/□  全世世会団サンルト :。図川	Nu.±	岡山市	H28.10.20
介護保険推進全国サミット in 岡山	岡山市 		H28.10.21
総合事業担当者向けセミナー	本省委託事業	高松市	H28.10.31
公益財団法人さわやか福祉財団の香川県・徳島県担当者	_	高松市	H28.10.31

との意見交換			
介護予防従事者研修会	徳島県	徳島市	H28.11.2
多様な生活支援の充実に向けたしくみづくりセミナー	高知県	佐川町	H28.11.4
香川県生活支援コーディネーター養成研修	香川県	高松市	H28.11.30
国が行う地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築	MURC	高松市	H28.12.8
支援調査研究事業	TVIOI TO	T A	1120.12.0
香川県在宅医療・介護連携に関する市町等勉強会	香川県	高松市	H29.1.24
平成 28 年度都道府県在宅医療•介護連携担当者会議	厚生労働省	東京都	H29.3.6

# (4) 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の普及・啓発及び各種事業の把握、 助言

#### 1業務概要

新オレンジプラン(認知症施策推進総合戦略)等の認知症施策について、普及・啓発に関する取組や介護保険法の地域支援事業において、包括的支援事業として位置づけられている認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員に関する事業等について、実施状況の把握、助言、支援等を行っています。

#### ②業務実績

認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員に関する事業の把握については、(3) ②の地域支援事業実施状況調査において把握しています。

また県等主催のセミナー等に参加し、参加実績は次のとおりです。

名称	主催	場所	実施日
認知症地域支援推進員研修	認知症介護研究•研修	高松市	H28.10.13
· 阿尔尔克 · 阿尔克克 · 阿尔克克克克克克克克克克	東京センター		H28.10.14
徳島県認知症地域支援推進員ネットワーク研修会	徳島県	徳島市	H28.10.24
認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム員等 研修	香川県	高松市	H28.12.8
		西条市	H28.12.12
認知症施策市町連携会議及び高齢者虐待防止担当者会議	愛媛県	宇和島市	H28.12.13
		松山市	H28.12.19
認知症サポーターステップアップフォーラム	高知県	高知市	H28.12.14

#### ◆新オレンジプラン(認知症施策推進総合戦略)の概要

高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備群で、今後の高齢化の進展に伴い、認知症の人は更に増加が見込まれている。団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)~認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて~」を厚生労働省が関係府省庁(内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)と共同して策定した。 (平成27年1月27日策定)

「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)~認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて~」を推進していくためには以下の7つの柱に沿って、施策を総合的に推進している。

- ①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③若年性認知症施策の強化
- ④認知症の人の介護者への支援
- ⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発
- 及びその成果の普及の推進
- ⑦認知症の人やその家族の視点の重視

### (5) 地域支援事業交付金や地域医療介護総合確保基金(介護分)の執行等

#### 1業務概要

地域支援事業交付金は、市町村が地域支援事業として、被保険者が要介護状態または要支援 状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域における包括的な相談及び支援体制、多 様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者へ の支援体制の構築等を一体的に推進するために交付するもので、内示額決定のための事前協 議など執行業務等を行っています。

地域医療介護総合確保基金(介護分)は、地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」、「資質向上」、「労働環境・処遇の改善」に資する事業の支援、いわゆる「介護人材分」と、地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、「地域密着型サービス施設等の整備」、「介護施設の開設準備軽費等」、「特養多床室のプライバシー保護のための改修等」、地域の実情に応じた介護サービス体制の整備を促進するための支援、いわゆる「施設整備分」について、翌年度所要額調査等執行業務等を行っています。

#### ②業務実績

〇地域医療介護総合確保基金(介護分)

業務内容	実施時期
都道府県ヒアリング(介護人材分)	5月
事業量調査(介護人材分)	2月

### (6) 介護保険事業(支援)計画に関する課題把握、助言、支援

#### ○業務概要

介護保険法第 116 条の国の基本指針に基づき、市町村は法 117 条第 1 項、都道府県は法 第 118 条第 1 項に基づき、3 年を 1 期(平成 30~32 年度)とする第7期介護保険事業 (支援)計画を定めることとされています。

これらの計画作成に関する進捗状況、作成に当たっての課題等について、老健局と連携を図りながら、管内の都道府県を通じて把握し、課題のある市町村及び都道府県に関しては当該都道府県に対して必要な助言及び支援を行います。

# 7 保険年金課

### (1)健康保険組合の行う業務についての認可、指導監督等

### ①業務概要

健康保険組合は、健康保険法に基づき国の健康保険事業を代行する公法人です。

四国厚生支局では、健康保険事業を運営している健康保険組合の指導監督及び健康保険組合 に対する規約変更の認可等を行っています。

また、健康保険組合の設立・解散及び合併等の事務指導を行っています。

24組合

◆健康保険組合の状況(平成29年3月末現在)

〇健康保険組合数

約9. 3万人 〇被保険者数

### ②業務実績

平成28年度は、8組合を対象に医療費の適正化による財政の健全化の観点から実地監査 を行いました。

また、申請書等の業務実績は、次のとおりです。

#### ○由請書等の処理件数

_	)申請書等の処理件数(単位:件)						
	X	分	規約改正等の 認可	届出等の受理	大臣への提出 書類の経由	公法人証明、 印鑑証明等	
	健康保	険組合	26	100	296	84	

### (2)全国健康保険協会支部の行う業務についての認可、指導監督等

### 1業務概要

中小企業等のサラリーマン等が加入する健康保険は、全国健康保険協会が運営しており、都 道府県ごとに47の支部が設置されています。

四国厚牛支局では、四国管内に所在する4支部の指導監督及び立入検査に係る認可等を行っ ています。

#### ②業務実績

平成28年度は、全国健康保険協会支部の1支部について保険者機能の強化の観点から立入 検査を行いました。

#### 〇申請書等の処理件数 (単位:件)

区分	立入検査等の 認可
全国健康保険協会	22

### (3) 厚生年金基金の認可、指導監督等

#### 1業務概要

厚生年金基金制度は、厚生年金の一部を国に代わって支給(代行部分)するとともに、厚生年金基金ごとに定められた独自の上乗せ給付(プラスアルファ部分)を行う年金制度です。

厚生年金基金は、厚生年金保険法に基づき厚生労働大臣の認可を受け、特別の公法人として 制度の運営・管理を行っています。

四国厚生支局では、厚生年金基金に対する認可、指導監督等を行っています。

### ◆厚生年金基金の状況(平成29年3月末現在)

 〇厚生年金基金数
 3基金

 〇加入員数
 約0.9万人

#### ②業務実績

平成28年度は4基金を対象に財産目録等の承認申請に基づく実地監査を行いました。 なお、申請書等の業務実績は、次のとおりです。

(単位:件)

#### ○申請書等の処理件数

- 1 213 - 3 - 7 - 2	· · · — · · · ·			
区分		大臣への提出	公法人証明、	
区分	の認可	田山寺の文廷	書類の経由	印鑑証明等
厚生年金基金	12	33	115	185

### (4) 国民年金基金の認可、指導監督等

### ①業務概要

国民年金基金は、国民年金法に基づき厚生労働大臣の認可を受け都道府県ごと(地域型)や 業種別(職能型)に設立された公法人で、自営業者等の方々に老齢基礎年金に上乗せする給付 を支給する制度です。

四国厚生支局では、国民年金基金に対する認可、指導監督等を行っています。

### ◆国民年金基金の状況(平成29年3月末現在)

〇国民年金基金数 4基金

〇加入員数 約1.2万人

#### ②業務実績

平成28年度は、国民年金基金の自立の推進を図る観点から、加入員確保事業の推進に重点を置き、1基金に対し実地監査を行いました。

また、申請書等の業務実績は、次のとおりです。

#### ○申請書等の処理件数

(単位:件)

X	分	規約改正等の 認可	届出等の受理	大臣への提出 書類の経由	公法人証明、 印鑑証明等
国民年金	金基金	0	23	29	47

### (5)確定給付企業年金、確定拠出年金(企業型年金)の認可、承認及び指導監督等

#### 1業務概要

確定給付企業年金は、労使合意の年金規約に基づき、事業所と信託会社・生保会社等が契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し年金給付を行う「規約型」と母体企業とは別の法人格をもった基金を設立したうえで、基金において年金資産を管理・運用し年金給付を行う「基金型」があります。

確定拠出年金は、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己責任において運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受けることができるようにするための制度です。

四国厚生支局では、確定給付企業年金、確定拠出年金(企業型年金)に係る認可、承認及び指導監督等を行っています。

### ◆承認規約数の状況(平成29年3月末現在)

〇確定給付企業年金(基金型を含む。) 356規約

〇確定拠出年金(企業型年金) 110規約

# ②業務実績

平成28年度は、確定給付企業年金(基金型を含む。)の監査について、書面監査23件、 実地監査2件を行いました。 また、申請書等の業務実績は、次のとおりです(確定拠出年金の新規承認規約数は11規約。)。

# ○申請書等の処理件数

(単位:件)

区分	規約(改正を含む)の承認等	届出等の受理	大臣への提出 書類の経由	公法人証明、 印鑑証明等
確定給付企業年金	17	193	241	74
確定拠出年金	39	126		

# 8 管理課

### (1) 国民健康保険の保険者等に対する技術的助言、指導監督

### 1業務概要

四国厚生支局管内の国民健康保険の保険者等に対し、国民健康保険事業の適正かつ安定的 運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の充実に努めるよう、指導監督を行っています。

#### ②業務実績

平成28年度の業務実績は、次のとおりです。

(単位:件)

	内	訳	
県	市町村	国保組合	国保連合会
4	4	0	2

# (2)後期高齢者医療保険の保険者等に対する技術的助言、指導監督

### ①業務概要

四国厚生支局管内の後期高齢者医療保険の保険者等に対し、後期高齢者医療保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化及び医療費の適正化に努めるよう、指導監督を行っています。

#### ②業務実績

平成28年度の業務実績は、次のとおりです。

(単位:件)

	内	訳	
県	市町村	広域連合	国保連合会
4	4	4	2

# (3) 社会保険診療報酬支払基金支部の監督

#### 1業務概要

四国厚生支局管内の社会保険診療報酬支払基金支部に対して、業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として監督を実施しています。

#### ②業務実績

平成28年度の業務実績は、次のとおりです。

内 容	件数
監查実施状況	1 支部

# 9 医療課

# (1)特定機能病院に対する立入検査

#### 1)業務概要

医療法第25条第3項の規定に基づき、特定機能病院が法令に規定された人員及び構造・ 設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか等について検査するため、特定機能病院に対す る立入検査業務を行っています。

#### ②業務実績

平成28年度の業務実績は、次のとおりです。

内	容	件数
立入検査		4件

### (2) 保険医療機関等及び保険医等の指導監督

### ①業務概要

保険医療機関等及び保険医等に対する指導監査業務について、香川県については指導監査課が担当し、徳島県、愛媛県及び高知県については、所在する県事務所が担当して実施していますが、案件によっては、当課と共同して指導監査業務を実施しています。

また、臨床研修指定病院、大学附属病院等の保険医療機関等に対して、厚生労働省、四国 厚生支局及び県が共同して行う特定共同指導や共同指導を実施しています。

さらに、各県事務所等に対する連絡調整や業務指導・監督等を行い、当支局管内における 指導監査業務の円滑な実施に努めています。

〇四国厚生支局管内における指定・登録状況 (平成29年3月31日現在)

区分		機関数 (登録人数)	備  考
	病院	471機関	(内、歯科併設63機関含む)
保険医療	医科診療所	2,877機関	(内、歯科併設26機関含む)
機関等	歯科診療所	1,981機関	
	薬局	1,852機関	
	医師	13,912人	
保険医等	歯科医師	3,491人	
	薬剤師	9,770人	
指定訪問看護事業者		390機関	
柔道整復施術所		1,243機関	

# ②業務実績

平成28年度の業務実績は、次のとおりです。

内容	件数
特定共同指導	2件
共同指導	4件

# 10 調香課

調査課は、保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師及び指定訪問看護事業者等の医療保険事業の療養担当者に係る情報の管理及び分析や四国厚生支局の医療指導部門の訴訟に係る業務の調整を行っています。

### (1) 保険医療機関等管理システムの運用、情報の管理及び分析

#### ○業務概要

健康保険法に基づく保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者の指定に係る情報や保険医療機関において診療に従事する保険医及び保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師の登録に係る情報等について、保険医療機関等管理システムからデータを抽出し、四国厚生支局のホームページに掲載しています。

また、個別指導において保険医療機関等に改善を求めた主な指摘事項についても、適正な保 険診療、診療報酬の請求に役立てていただく目的から、ホームページへの掲載を行っています。

# (2) 保険医療機関等の情報公開に関する業務

#### 1業務概要

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(情報公開法)に基づき、医療指導部門の保有する行政文書の開示請求について、対応を行っています。

### ②業務実績

平成28年度の開示請求の処理状況は、次のとおりです。

部	門	件	数
医療指導部門			69

# (3) 医療指導部門の訴訟に係る業務の調整

#### 1業務概要

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に基づき、四国厚生支局長が行った処分について、国を被告とする訴訟(医療指導部門に属するものに限る。)に係る業務の調整を行っています。

#### ②業務実績

平成28年度は、訴訟対応はありませんでした。

# 11 指導監査課及び各県事務所

四国厚生支局管内4県について、香川県は指導監査課が、その他の県は各県事務所が 保険医療機関等の指導など、次の業務を行っています。

### (1) 保険医療機関等及び保険医等の指導監査等

#### 1業務概要

- ア 「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定められている保険診療(保険調剤)の取扱い及び診療(調剤)報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、保険診療 (調剤)の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、 保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師に対して指導を実施しています。
- イ 「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」等に定められている指定訪問看 護の取扱い及び訪問看護療養費の請求に関する事項について周知徹底し、指定訪問看護 の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、指定訪 問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等に対して指導を実施しています。
- ウ 受領委任の取扱規程等に定められている保険施術の取扱い及び療養費の請求に関する 事項について周知徹底し、保険施術の質的向上及び適正化を図ることを目的として、厚 生労働大臣の通知に基づき、受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師に対して指導を 実施しています。

なお、指導及び調査等から監査に至るものがありますが、その監査の結果に基づき、必要に 応じて保険医療機関・保険薬局、指定訪問看護事業者の指定の取消、保険医等の登録取消及 び柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いの中止の行政上の措置を行います。

# ②業務実績

# ア 保険医療機関等の指導状況

			(+III + II )		
		新規 個別指導	集団指導	集団的 個別指導	個別指導
	医科•病院	0	13	4	4
<b>海</b> 自	医科•診療所	9	135	34	15
徳島	歯科	7	78	31	18
	薬局	15	63	31	16
	医科•病院	1	19	3	3
<b>=</b> 111	医科•診療所	15	146	29	26
香川	歯科	10	9	20	20
	薬局	19	80	40	21
	医科•病院	0	36	9	6
	医科•診療所	13	202	56	32
愛媛	歯科	14	115	43	29
	薬局	26	90	42	23
	医科•病院	1	17	8	5
÷ /rn	医科•診療所	7	99	17	16
高知	歯科	8	58	29	15
	薬局	26	68	21	14
	医科•病院	2	85	24	18
= 1	医科•診療所	44	582	136	89
計	歯科	39	260	123	82
	薬局	86	301	134	74

(単位:件)

# イ 指定訪問看護事業者の指導状況 (単位:件)

	集団指導	個別指導
徳島	7	0
香川	16	0
愛媛	11	1
高知	9	0
計	43	1

# ウ 柔道整復師の指導状況

(単位	:	件)	

	集団指導	個別指導
徳島	16	1
香川	38	2
愛媛	31	0
高知	9	1
計	94	4

# (2) 保険医療機関等における施設基準等の調査

### ①業務概要

保険医療機関及び保険薬局は、「施設基準」(従事者数、施設・設備等に関して厚生労働 大臣が定めた基準)を満たすことにより、所定の診療(調剤)報酬を算定できます。

四国厚生支局では、保険医療機関等から提出された施設基準に係る届出の審査、受理及び 受理後の調査等の業務を行っています。

### ②業務実績

○適時調査の状況

- 12 30.32 - 1				· · · — · · ·
	医科•病院	医科•診療所	歯 科	薬局
徳島	57	0	0	0
香川	47	0	0	0
愛媛	72	0	0	0
高知	66	0	0	0
計	242	0	0	0

# (3) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録

#### ①業務概要

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。 また、保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師又は保険薬局において健康保 険の調剤に従事する薬剤師の保険医及び保険薬剤師の登録を行うとともに、柔道整復師の受 領委任に係る業務の契約等に基づく登録を行います。

#### ②業務実績

ア 保険医療機関等の指定状況

	۲.	٠	11	1
(単	N /		件	٠,

(単位:件)

		医 科			歯 科			薬局	
	指定	廃止等	27年度	指定	廃止等	27年度	指定	廃止等	27年度
	10	М	末現在	Į I	ишч	末現在	10	ишъ	末現在
徳島	222	225	748	128	132	452	88	98	378
香川	214	211	799	137	133	504	122	121	515
愛 媛	348	362	1,196	218	208	725	123	119	565
高 知	160	163	588	103	104	381	85	76	382
計	944	961	3,331	586	577	2,062	418	414	1,840

注)指定欄は新規、更新の、廃止等欄は廃止、辞退、取消の合計件数です。

# イ 指定訪問看護事業者の指定状況

(XX)	٠.	٠	/H-\
(単位	<u>\ / </u>		件)

	指定	廃止	辞退	28年度末 現在
徳島	7	2	0	82
香川	23	3	0	90
愛媛	15	3	0	149
高 知	9	0	0	69
計	54	8	0	390

# ウ 保険医等の登録状況

(単位:件)

		호드 +日 조착 수크	抹消等	異	動	20年度士明左
		新規登録	抹 消 守	転 入	転 出	28年度末現在
	医師	46	6	127	111	3,200
徳島	歯 科 医 師	20	6	17	31	965
	薬剤師	54	32	3	29	2,273
	医師	62	18	152	159	3,340
香川	歯 科 医 師	6	12	26	11	864
	薬剤師	76	2	71	77	2,628
	医師	96	13	144	149	4,657
愛媛	歯 科 医 師	6	10	17	11	1,064
	薬剤師	73	1	69	60	2,798
	医師	59	17	125	152	2,673
高 知	歯 科 医 師	1	2	7	5	593
	薬剤師	58	3	38	32	2,088
	医師	263	54	548	571	13,870
計	歯科医師	33	30	67	58	3,486
	薬剤師	261	38	181	198	9,787

注)抹消等欄は抹消、死亡、取消の合計件数です。

# エ 柔道整復師(施術所)の届出・申出状況

(単位:件)

	届出•申出	廃止	28年度末現在
徳島	32	14	295
香川	33	32	409
愛媛	53	38	332
高知	14	15	209
計	132	99	1,245

# (4) 四国地方社会保険医療協議会各県部会の運営

# ①業務概要

四国地方社会保険医療協議会議事規則に基づき、保険医療機関又は保険薬局の指定について審議するための四国地方社会保険医療協議会部会を各県に設置し、庶務を行っています。

# ②業務実績

四国地方社会保険医療協議会各県部会の開催状況・・・12回(月1回)※実績は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの分です。

# 12 社会保険審査官室

# ○ 社会保険各法による保険者が行う処分決定への不服申立の審査請求決定事務

### ①業務概要

社会保険審査官は、社会保険各法(健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法、年金給付遅延加算金支給法、石炭鉱業年金基本法)に基づく資格や給付、保険料(ただし、国民年金に限る。これ以外の保険料は直接社会保険審査会へ再審査請求を行う。)に関して、保険者(日本年金機構、全国健康保険協会、健康保険組合、厚生年金基金、企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金基金、厚生労働大臣)が決定する処分の変更を求める審査請求事務を取り扱っています。

### ②業務実績

平成28年度の審査請求は、174件を受け付けました。 また、審査請求の処理件数は、次のとおりです。

〇処理状況 (単位:件数)

前年度より 繰越	受付	処理	取下げ	移送	翌年度へ 繰越
23	174	149	10	1	37

※移送件数とは、他の厚生局扱分が提出された場合に管轄厚生局へ移送した件数です。

# 13 麻薬取締部

# (1) 不正薬物の取締り

### ①業務概要

#### ア 不正薬物の取締り

麻薬取締部は、薬物犯罪の捜査を行う機関です。同部に所属する麻薬取締官が、麻薬及び向精神薬取締法第54条の規定に基づき、厚生労働大臣の指揮監督を受け、刑事訴訟法の規定による司法警察員として、次の法律で規定される不正薬物の取締りを行っています。

### (薬物関連五法)

〇麻薬及び向精神薬取締法: ヘロイン、コカイン、MDMA、LSD、向精神薬等

○大麻取締法 : 大麻、大麻樹脂・大麻オイル等の大麻濃縮物

〇あへん法 : あへん、けし、けしがら

○覚せい剤取締法: 覚醒剤、覚醒剤原料

○麻薬特例法 :業として行う薬物の密輸密売やマネー・ロンダリングの処罰、

薬物犯罪収益の没収等

#### 〔その他〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律:指定薬物

〇刑法:第2編第14章 あへん煙に関する罪

# イ 各取締機関との連携

毎年、関係機関の担当者が出席する「四国地区麻薬取締協議会」を開催しています。 また、取り扱った薬物事犯の性質、内容によっては、適宜、関係機関(警察、税関等) と情報交換、合同捜査を行っています。

#### ②業務実績(平成28年1~12月)

#### ア 不正薬物の取締件数等

	検挙件数	検挙人員
麻薬及び向精神薬取締法違反	9件	5名
大麻取締法違反	8件	10名
覚せい剤取締法違反	0件	0名
麻薬特例法違反	0件	0名
医薬品、医療機器等の品質、有効性及		
び安全性の確保等に関する法律違反	7件	6名
(旧薬事法としての違反を含む)		
計	24 件	21名

#### (押収物)

向精神薬149.5 錠大麻樹脂0.255g

乾燥大麻 3340.529g

大麻草 124 株

指定薬物(液体) 2.13ml 4.49.g

### イ 各取締機関との連携

平成28年度は、6月7日に愛媛県松山市において「四国地区麻薬取締協議会」を開催し、厚生労働省、法務省、財務省、警察庁、海上保安庁、高松高等検察庁、地方検察庁、税関、海上保安本部、県警察本部及び米国取締機関等32機関53名が出席し、各機関の活動状況、取締りの実情等の情報交換を行うとともに、薬物犯罪の手口や裁判例の分析及び捜査上の留意点について討議等を行い、関係機関相互の連携を図りました。

### ウ 合同捜査

平成28年8月、香川県警察と合同捜査を実施し、香川県内のミュージシャン等による大麻取締法違反被疑事件として4名を検挙しています。

また、神戸税関坂出税関支署と協力して捜査を行い、平成28年中に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反被疑事件として、4件3名を検挙しています。

# (2)薬物鑑定

### ①業務概要

麻薬取締部の鑑定官が最新の分析機器を駆使して、押収した証拠品を科学的かつ中立的な立場から鑑定しており、薬物犯罪を立証する上で中核となる業務です。

なお、押収した証拠品の鑑定結果を記載した鑑定書は、裁判において科学的に証明された重要な証拠として採用されます。

鑑定の主な業務は、以下のとおりです。

- ○押収した薬物の鑑定
- ○薬物使用の証明に係る生体試料(尿、汗、毛髪)の鑑定
- ○注射器、パイプ、秤量器具等の関係押収品に係る付着物の鑑定
- ○迅速かつ信頼性の高い鑑定手法の開発、新たな規制薬物に係る分析法の研究

# ②業務実績(平成28年1~12月)

鑑定官が受理した鑑定嘱託件数は、245件(検体数:546検体)です。

# (3) 医療用麻薬等の指導・監督

### ①業務概要

ア 許認可

麻薬、向精神薬等は、中枢神経系に作用して精神機能に影響を及ぼす物質であり、その使用方法を誤ると危険な薬物ですが、すぐれた鎮痛、鎮静効果等を有しているものがあり、 医薬品として必要不可欠なものです。

これら薬物の適正な取扱いを確保するため、使用及び流通を正当な目的(医療又は学術研究)に限定した上、その取扱者を免許、許可、届出制とすることで、不正ルートへの横流し等を無くし、国民の健康被害を未然に防止しています。

麻薬取締部は、これら免許等申請にかかる書類審査や現場確認等の業務を行います。

また、特定の麻薬等原料物質については、外国において麻薬等密造の原料に用いられていることから、これらの原料を日本から輸出するにあたっては、輸入国政府宛の事前通報や外国政府からの事前通報に対する回答事務を行い、正規の取引であることを確認しています。

なお、第5次地方分権一括法の施行にともない、平成28年4月1日、これまで所管していた麻薬小売業者間譲渡許可に関する権限が各県に移譲されました。

### イ 立入検査

麻薬、向精神薬等を正規に取り扱う業者や医療機関等に対する指導・監督については、 その業務所等への立入検査を実施することが最も効果的であるため、従来から各県の麻薬 取締員や保健所職員と協力して立入検査を行い、麻薬取扱者等に対する行政指導を行って います。

# ②業務実績(平成28年1~12月)

### ア 許認可件数

	件 数
麻薬関係	24 件
向精神薬関係	4 件
麻薬向精神薬原料関係	3件
覚醒剤 · 大麻関係	0 件
けし関係	1件
計	32 件

#### イ 立入検査

〇麻薬関係	件 数
麻薬輸入業者	1件
麻薬輸出業者	1件
麻薬製剤業者	1件
家庭麻薬製造業者	1件
麻薬卸売業者	4 件
麻薬小売業者	24 件
病院•一般診療所	29 件

〇麻薬関係	件 数
飼育動物診療施設	7件
麻薬研究者	0 件
計	64 件

○向精神薬関係	件 数
向精神薬輸入業者	0 件
向精神薬製造製剤業者	1件
免許みなし卸売販売業者	10 件
免許みなし薬局	20 件
病院•一般診療所•歯科	20 件
飼育動物診療施設	5件
計	56 件

○覚醒剤関係	件 数
覚せい剤研究者	0 件
覚せい剤原料取扱者	2 件
薬局	14 件
病院・診療所	19 件
飼育動物診療施設	5 件
計	40 件

### (4) 薬物乱用者対策•再乱用防止活動

薬物相談電話(TEL 087-823-8800)を設置し、薬物乱用者やその家族等からの相談に応じています。薬物乱用者やその家族等が希望した場合は、独自の再乱用防止対策プログラムも実施しています。

また、薬物中毒者に対しては、各県の麻薬取締員等と協力し、再び薬物に手を出さないよう必要な助言・指導を行っています。

さらに、薬物依存・中毒者の治療、社会復帰支援に携わる関係機関(医療機関、行政機関等)の専門職員による取組みについて、情報・意見交換を通じて、相談業務の充実、地域における関係機関の連携強化を図っています。

平成28年度は、11月1日に鳥取県鳥取市で「中国四国地区薬物中毒対策連絡会議」を 開催し、精神保健福祉センター、精神保健指定医、保護観察官、刑務官、保健所職員等が情報・意見交換を行いました。翌11月2日に鳥取県鳥取市で「中国四国地区再乱用防止対策講習会」を開催し、地域住民を対象に、地域全体の再乱用防止に関する知識の向上、薬物中毒・依存症に対する理解の普及を図りました。

これらの会議は、中国厚生局管内と四国厚生支局管内で毎年交互に開催しています。

#### (5) 薬物乱用防止啓発活動

①薬物乱用防止教室等への講師派遣(平成28年1~12月)

薬物乱用を防止するためには新たな乱用者を生まない社会環境を構築する必要があり、そのために薬物に手を出す前の青少年に対する広報啓発として学校、PTA、各種団体等が主催する薬物乱用防止教室等に講師として職員を派遣しています。

また、保健所やその他公的機関等からも依頼を受け、講師として職員を派遣しています。 業務実績(平成28年1~12月)

○講演実施状況	件数	対象人員
小学校•中学校•高等学校•大学等	27 件	5,173名
教育委員会等(教育関係)	0件	0名
保健所等	3件	163名
その他公的機関等	4 件	282名
計	34 件	5,618名

### ②「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

2019年(平成31年)までに薬物乱用を根絶することを目指すとした「新国連薬物乱用根絶宣言(2009~2019年)」への支援事業の一環として、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に対する認識を高め、国内外における薬物乱用防止に資するための活動を行っています。

(平成28年度運動期間:6月20日~7月19日)

#### ③不正大麻・けし撲滅運動

あへん法で「けし」、麻薬及び向精神薬取締法で「ハカマオニゲシ」、大麻取締法で「大麻」が規制されていますが、自生の大麻やけし等が薬物乱用者の間で不正に流通し悪用されることがないよう、けしの開花時期や大麻の生長期に合わせ、不正大麻・けし撲滅運動を実施し、関係機関等に対してポスター、リーフレット等を配付するとともに、管内各県、保健所職員等と協力して不正大麻・けしの発見・除去を行っています。

(平成28年度運動期間:5月1日~6月30日)

#### 4麻薬・覚醒剤利用防止運動

厚生労働省と各都道府県が共催して国民の薬物乱用防止に対する意識を深めるため、地域 団体を加え麻薬・覚醒剤乱用防止運動を行っています。

平成28年度は、11月9日に広島県広島市において、「麻薬・覚醒剤乱用防止運動広島 大会」を開催し、参加者一人ひとりに薬物乱用による危害を認識させるともに、乱用防止に対 して積極的な姿勢を喚起しました。

この大会は、中国厚生局管内と四国厚支生局管内で毎年交互に実施しています。

(平成28年度運動期間:10月1日~11月30日)